

# 『大学の授業内容に関する基礎的研究』（3）

長谷川 精 一  
松 井 邦 子  
林 隆 紀

## 〈目 次〉

『森有礼の道德教育論』

長谷川 精 一

『江藤淳の「保守主義」について — 「昭和ひとけた」論序説一』

松 井 邦 子

『環境問題に関する我が国の大学生の認識と環境教育について その3』

林 隆 紀

## 森有礼の道德教育論

長谷川 精 一

はじめに

1887（明治20）年5月、文部大臣・森有礼は尋常師範学校及び尋常中学校の学科目から修身を削除して「倫理科」に替え、小学校の修身は口授法によることとした。これは儒教主義的、注入主義的な徳育を否定し、教師による日常的な感化、薫陶を重視し、中等教育においては倫理の基準を明示しようという意図によるものだった。その基準を記したのが、森の監修のもとに文部省で編纂された教科書、『倫理書』である。森の側近だった木場貞長は述べている。

昔ながらの儒教主義で修身を教へて居ては何としても時勢に適合しないところがある

と云ふ見地から、森さんは種々苦心の末自身で考案を立て、常識的倫理と称して、それを能勢榮らに口授して書き取らせ、さらにそれをもとに一つの倫理書を作成せられ、さうして其の未定稿を知名の学者や識見ある人々に内示して其の意見を求められたことがあります<sup>(1)</sup>。

また、能勢榮は『徳育鎮定論』に次のように記している。

森有礼君が文部大臣たりし時、今の世に孔孟の教えを唱ふるは迂闊なり、宗教は教育部内に入るべき者にあらず。左りとて哲學家の論を採用すれば、何人の説を取るとも其反対者の駁議を免るゝを得ず。故に宗教にも頼らず。哲学にも倚らず。広く人間社会を通觀し、此の世の中は自己と他人の相ひ持ちにて、自他相共にすれば世の中は太平無事に治まり、自他相反すれば、騒動が起こると云ふ有様を見て、自他並立という説を考へ出し、之を以て徳育の主義を定めんとて、文部省の一書記官に命じて、倫理書を編纂せしめ、印刷既に成り、將に一令を下して、之を我が国師範学校及び中学校の倫理科の教科書となし、且つ之を小学校徳育に実施せしめんとて、省令の草案を認むる最中に、大臣が兇徒の手にかかり、不慮の死をせられたれば、この事遂に中止となれり<sup>(2)</sup>。

筆者は先にこの『倫理書』に関して、森がかねてから親交のあった英国の思想家、H.スペンサーの倫理思想との親和性について考察したが（拙稿「森有礼とハーバート・スペンサー——「倫理書」をめぐる」、『関西教育学会紀要』、16号、1992年）、本稿においては、まず、明治期の徳育論史における森の位置についてみた後、森の道德教育観について検討する。

## 第1節 森文部大臣の登場と徳育論

パリにおける森と伊藤博文との会談によって、伊藤は森に文教政策を担当させることを決めたが、これに対して元田永孚は強く異議を唱えた。元田は以下のように述べている。森が参事院議官となり文部省御用掛兼任となるのは、非常に憂うべきことであり、三条太政大臣と有栖川左大臣は「森の教育に関するは其従来宗教家にして将来の国害を招く」と建言した。伊藤はこれを聞き、自分に詰問した。自分は森が宗教家である徴証を挙げて、森の才能を用いるのは良いが、他の官に転じるべきであり、文部省には入れるべきではないと論じた。伊藤は、「森薩人の有力家妄りに使用し難し且其宗教も鮫島の如く深く信ずる者に非ず」、深く心配する必要はない、と答え、議論は合わないまま終わった<sup>(3)</sup>。森の文部省入省には文部卿大木喬任、文部少補九鬼隆一らも反対していたが、伊藤は彼らを強硬に説得してこれを実現させた。

1885（明治18）年12月、内閣制度の改革が行われ、伊藤を首班とする日本最初の内閣が誕生した。伊藤は森を文部大臣にしようとしたが、またもや元田はこれを阻止しようとし

た。『伊藤博文伝』は記している。

(伊藤公は各省大臣候補者を指定し協議に入ったが、) その中文部大臣に擬せし森有礼に対しては、その基督信者たるの故を以て侍講元田永孚の反対あり、天皇も亦御懸念あらせられしが、公は自ら闕下に伏し、臣が内閣の首班たる以上、断じて閣臣をして叡慮を煩し奉るが如き言動に出でしめざるべしとの決意を奏上するに及び、遂に御聴許あらせられた<sup>(4)</sup>。

文部大臣となった森は儒教主義の嘉言名句を暗誦させるような修身教育を廃止し、修身は教師の言行をもって生徒に模範を示し、教科書を用いないこととした。1887(明治20)年の「学科の要領」において、森は次のように示論している。

児童の發育の度合如何を弁へず、徒らに古人言行の漠然として六ヶ敷ことを授るは甚不可なることは勿論、中には頗る穿ち過ぎたることありて小学生徒の脳力には逆も解し得へからさることあり、否これを解し得るも啻に修身の教とすべからざるのみならず、却て之を傷害するものなきを免れず、世間往々論語などを用ゐるものあり、該書の如きは修身書と言はんよりは寧ろ政事書と言ふの穩当なるに如かざるに似たり<sup>(5)</sup>。

このような森の方針に対して、元田は「森文相に対する教育意見書」において次のように主張している。君(森)は文部大臣となって教育の改正に着手し、その主意は忠君愛国にあると言っているが、君の本心は結局いかなる教育上の結果を期待しているのか、天皇も私(元田)もそれを懸念している。君は私を漢学者流とみているが、私は従来の漢学者流の腐儒ではなく、孔子を信じるといっても、仏教者が釈迦を信じ耶蘇信者がキリストを信じるのとは異なり、孔子の教えは日本の今日にあっては、忠孝の大道をその時世時世に活用することをもって自分の学問と考えている。「唯日本は日本の道を立日本の教育を行はんことを熱心」に求めている。君は私とは異なり、従来米国に遊学して耶蘇一派の教師について非常に苦学したと横井小楠から聞いたことがあるから、耶蘇の教えを信じていると察する。日本の教育も耶蘇教のように我が君父を捨てて耶蘇師を信じる心を惹起させるというような考えではないことと思うが、私の旧県人などには君を疑う者も多く、おそらく全国にも君が宗教信者だと考える者も多いだろう。君は今や教育の全権を担い文部の大臣である。君が信じるのは果たしていかなることか。君に「果たして忠君愛国の誠あらば」私に隠すことなく告げてもらいたい、と<sup>(6)</sup>。

また、森は『倫理書』を編纂した後、元田に同書をおくって意見を求めたが、元田は以下のような回答を示した。

我日本国の人物を造立するには我国の国体人質を知らしむるにあり、先づ君臣の大倫を知らしむるを要す、君臣の大倫国民一般の脳髓に充実すれば其余は其人の才学に由て博大深奥進むへし、君臣の大倫未だ明瞭ならずして汎く社会の倫理を説き行為意志の区別を精細に示すとも、已に日本人の主眼に曖昧なれば我国人を造立するに足らず、

故に教科書の大巻頭に君臣の倫理を第一に掲明し爾後件を逐ひ條に順ひて処々に君臣の主目を示し、生徒をして一目瞭然自然の感覺を惹起せしめ久して其徳義に涵濡せしめん事を要す、是此書に就て大に修正を望む所なり<sup>(7)</sup>。

このように元田は「君臣の大倫」を道德の根本に据えねばならないという見解から、しばしば森に激しく迫ったのであるが、森は自己の方針を変えることはなかった。また、明六社以来の知己である西村茂樹が修身書の勅撰を建議した際にも、森は強く反対した。1887（明治20）年、宮中顧問官であった西村は、明治維新以来、教育の進歩は著しいが、その徳育に基礎を失ない、教育者もまた一定の見識をもたないために、文部大臣の更迭があるたびに一般の徳育に変化を生じるのを常としてきたが、これは我が国の教育の一大欠点であり、捨て置くことはできない、として次のように提案した。我が国には世界無双の皇室があり、これを徳育の基礎とすることを知らずして、教育者が各々の知るところを主張するのは大きな誤りである。皇室をもって道德の源となし、普通教育中において、徳育に関することは皇室が自らこれを管理し、知育体育は文部省に委任するならば、徳育の基礎は固定し人民の方向もまた定まり、皇室はますますその尊栄を増すだろう。西村はこの考えを同僚の宮中顧問官であった副島種臣、佐々木高行、佐野常民に語ったところ、いずれも同意したので、佐々木、佐野と共に三条太政大臣にこれを説き、やがて賛成を得た。そこで西村は中国・清朝の康熙、雍正二帝の例にならい、勅撰をもって普通教育に使用するべき修身教科書を作らせ、全国に頒布すべきであると建言した。それにより副島、佐野、西村が委員に任命され、西村が起草にあたることとなった。三条、副島、佐野は宮内大臣の土方久元を訪れ、土方の了解を得、土方は森にこのことを話した。森は頗る不平であり、「余もし其任に堪えずば其職を辞せん」と言うに至った。西村はその後も教科書編纂の準備に従事したが、翌年、枢密院が設立され、副島、佐々木、佐野は枢密院顧問官に転じ、同士を失った西村はこれを議することができなくなり、また、土方も森と商議する気力をなくし、この計画は成就しなかった。しかし、西村はなおもあきらめず、1889（明治22）年、土方に対して、宮内省内に明倫院を開設し、徳育を皇室の管轄下に置くべきであるという建言を行なったが、これも実現されなかった<sup>(8)</sup>。

以上にみてきたように、森は「君臣の大倫」を中心とする従来の修身教育に反対し、皇室が徳育に直接関与することを断固として拒否したが、一方、当時、民間において論じられていた様々な徳育論にも賛成しなかった。例えば、福沢諭吉は、徳育の充実のためには国民の道徳的覚醒によって公議世論を作り、特に下級人民一般には従来より仏教が徳育上重要な役割を果たしているのだから、仏教の力を利用すべきだ、とし<sup>(9)</sup>、加藤弘之は、神道、仏教、キリスト教、儒教を学校における宗教教育として行ない、徳育に用るべきだ、と述べていた<sup>(10)</sup>。しかし、森は学校教育に宗教を導入することを否定した。次のように森は説示している。

宗教の心は深淺の差あるも、人各々之を自然に有し、而て其外に發するや、或は木石或は日星或は人或は神或は道或は徳其帰向する所一ならず、其選択は各人の自由に存するものなれば、教員其人に於ては何に帰向するも國家に害なき以上は固より随意なりと雖とも、若夫れ之を大切なる中学小学の幼年生徒に伝ひ教ふるものとせんか、是れ未だ思想獨立せざるものを教員自己の信仰する所のものに色染せんとするものにして、更に学校教育の目的を弁知せざるのみならず、亦生徒の宗教心の自由發達も妨害するものなり、斯の如き教員は須らく免職せざる可らず<sup>(1)</sup>。

このように、儒教主義にも、特定の宗教の利用にも反対した森は、1887（明治20）年から『倫理書』の編纂に着手し、人間の行為の「正邪善悪を判断するに足るべき標準」、「普通の感覚に於て、道理と認むる」原理<sup>(2)</sup>として、「自他並立」の原理を表明するに至った。

## 第2節 森有礼の道德教育観

前記の拙稿で検討したように、森はスペンサーの倫理思想の影響を受けていると考えられるが、森がスペンサーの思想を受容した内在的契機は何だったのか。まず、基本的な前提として、森がスペンサーの社会進化論を研究し、評価していたことがあげられる。英国公使の任を終えて帰国する際に、ロンドンの新聞Pall Mall Gazette紙のインタビューに答えて、森は以下のように述べた。

常備軍について、また、欧州各国で軍備拡張が盛んに行なわれていることに対して、東洋人はいかなる印象をもっているかについて、御質問なさいましたが、はっきりと申しますと、そのような軍事面での競争は、今日、絶え間なく続いている商業上の競争に比べれば、恐れるに足りない、と私は考えております。軍事的競争においては、時には平和が訪れることもあるでしょう。・・・しかし、商業上の競争は止むことはないのです。世界の貿易や産業を独占しようとする国家間の競争は終わることのない、熾烈なものであると言えましょう。私はこれに不平を言うわけでも、これを非難するわけでもありません。人種の進歩は、自然淘汰の過程による適者生存と不適者の除去という法則に従うことを私は学びました。そして、商業上の競争は、優れた有機体が劣った有機体に対して勝利を収める場合の一形態です。そのような競争において、日本がこれまで以上に卓越した位置を占めることを私は望んでおります<sup>(3)</sup>。

「軍事型社会から産業型社会への進化」というスペンサーのテーゼを森は踏まえていたのである。このような社会の進化は、倫理思想においては、各自の利己的行為による対立から、共感に基づく自発的協力への過程として現れる。『倫理書』における「自他並立」は、このような共感に基づく自発的協力そのものであり、森はこの「自他並立」を、「通常の感覚に基づく」倫理の原則として立てようとした。前述のように、元田永孚は森の文部大臣就任に関して、森がキリスト教徒ではないかとの疑念から反対し、『倫理書』に対して「君

臣の大倫未だ明瞭ならず」「日本人の主眼に曖昧なれば我国人を造立するに足らず」と批評した。まさに森の教育政策は、国家に対する自覚をもった臣民の育成を目的としており、森にとっては、儒教的徳目を繰り返し唱えるだけの観念的な「修身」教育こそ、まさに「何としても時流に適合しない」「迂闊」なものであり、実効性に乏しく日本の現実の変革に全く結びつかないもの、つまり、「我国人を造立するに足」りないものだった。また、元田永孚らの疑念に反し、森は、本章第1節でみたように、キリスト教を含め、いかなる特定の宗教も学校教育に導入することは認められないとしていた。それでは、森にとって「我国人を造立するに足」りる教育とは何だったのか。

「君臣の大倫」を徳育の基本とすべきだと説く元田や西村茂樹、また、宗教を徳育に利用すべきだという福沢諭吉や加藤弘之とは異なり、森は単なる「徳」育ではなく、「規律を体する」臣民、国家にとって有用な身体をもった臣民の育成こそが、教育上の急務だと考えていた。「兵営化」と揶揄された森の師範学校政策や、兵式体操論はその具体策であった。森が「道具責め」と称したこれらの政策こそが、彼の国民教育構想の中心部分であり、森はこのような方法によってのみ、「我国人の造立」を行なうことができると考えた。そして、森が師範学校、中学校での従来の「修身」を廃して倫理科を設けたのは、元田の国教論に代表されるような「君臣の大倫」を云々するのみで実効性のない徳育論や、特定の宗教を援用しようという徳育論へのアンチ・テーゼだった。しかも同時に森は、徳目としての「忠」観念の注入という元田らの論とは異なる方法で、皇室の存在を国民統合のシンボルとして活用しようとした。学校における祝祭日儀式や「御真影」の下付、「万歳」の発明は、その具体策だった<sup>(14)</sup>。また、森は1873（明治6）年に公刊した*Education in Japan*（『日本の教育』）の「序」においても、また、1883（明治16）年に書かれたとされる *On a Representative System of Government for Japan*（『日本の代議政体について』）においても、そして、前引の*Pall Mall Gazette*紙のインタビューにおいても、常に、万国に比類のない皇統の伝統と皇室に対する日本人の愛着を説いていた。

日本帝国の歴史は2532年にわたっており、帝国を決定的に確立した神武天皇の即位の年に始まる。彼の王朝は、現在に至るまで、全く変化を被っていない。それゆえ、世界で最古である（『日本の教育』、「序」）<sup>(15)</sup>。

2544年前の神武天皇の時代から、日本はいかなる外国の支配にも服従したことはないこと、そして、その同一の王朝が今日に至るまで支配権を掌握し続け、皇位は我が国の国家的存在の中心であったこと、さらに、これら二つの事実を我が国の人々は胸中に大切にもっており、皇位に対する無条件の尊敬と、我が国に対する強い愛国心を彼らの心中に生み出していること、はひとつの事実である（『日本の代議政体について』）<sup>(16)</sup>。

世界中のどこでも結構ですから、行かれた先にいる好きな日本人を選んで下さい。その人物がどんなにアメリカ化、あるいはヨーロッパ化されていようと、彼の中には

日本国内にいるすべての日本人の胸中で脈打っているのと同じ雄々しい心があるのを見出されることでしょう。どのようにして、また、いかなる原因によって、日本人のこのような強い愛国心——時間や距離が弱めることのできない国への愛着——が生じるのか、私にはわかりません。しかし、それには2つの大きな理由があると私は思っています。第1に、2500年の間、日本が征服民族の支配を受けたことがないという事実です。この間ずっと日本は自由であり続け、征服されなかったのです。この事実を私たちは常に誇りをもって思い起こします。第2に、その同じ間——2500年にわたって——私たちは同じ王朝のもとにあったことです。確かに、一時的には、その王朝の後継者たちは将軍たちの権力によって暗雲を投げかけられましたが、王朝は生き残り、再び完全な権力を取り戻しました。そのような記録は他のどのような国家においても指摘することはできません。私たちが自分の国に誇りを感じるのは当然のことなのです（Pall Mall Gazette紙のインタビュー）<sup>(17)</sup>。

園田英弘は、「森の国家への忠誠とは、感情的愛着による忠誠ではなく、義務としての忠誠であり、与えられた役割義務の忠実な励行であった。そのため森の要求する国家への忠誠心の射程は『天皇』や『国体』ではなく、『制度としての国家』に限定されたものであった」<sup>(18)</sup>と述べ、犬塚孝明は、「森がすべての国民に対して求めたのは、本来的な『愛国心』であって、天皇への『忠誠心』ではなかった」<sup>(19)</sup>と主張している。しかし、園田や犬塚の言うように、森は「国体」や皇統の伝統や皇室に対する国民の愛着に焦点を当てていなかった、のではなく、その当て方、活用の方法が、元田らとは異なっていたのである。『倫理書』の「凡例」が示すように、教室内の「倫理科」の授業においては、『倫理書』を用いて行なうことは、「道徳教育の法を主とする」のではなく、「単に倫理の標準を明らかにする」ことであり、これはむしろ知的能力による理解の問題であった。これに対して、森が祝祭日行事や御真影や「万歳」を通じて創出しようとした「皇室への崇敬」の場合、知的理解の問題というよりは、身体感覚や集団心理に基づいた感覚や感情の領域に属することがらだった。森は、「皇室への崇敬」は国民統合のための不可欠な手段であり、それを具体化するには自らの採用した方法が最善だと考えていた。森は元田らの言う国教論的な「君臣の大義」が、「普通感覚にて、道理と認むる」人倫の根本とは考えていない。『倫理書』の改訂に際して、「君臣の情」の追加修正が数行にすぎなかった所以である<sup>(20)</sup>。

それでは、『倫理書』が示す「自他並立」の原則は、森が上記の著作や会見、さらには「閣議案」や憲法制定会議で強調し続けた日本の「国体」の独自性とは矛盾しないのか。スペンサーの言う「共感に基づく自発的協力」や『倫理書』の「自他並立」の原則によれば、個人と個人との関係から国家と国家との関係に至るまで、進化の過程が進むにつれて、利己主義や相互の差違による対立から、利他主義や共感にもとづく共同へと向かうはずではないのか。そこで日本の固有性のみを強調することは、国際的協調というあるべき方向に

反するのではないのか。ところが、この疑問も森にとってはおそらく問題とはならない。およそ国民道徳を考える政治家が、一方で国際間の協力を強調しながら、同時に自らの国家の独自性を説き、国際的な適者生存のための競争において自らの国家が勝利する必要を口にすることはむしろ当然だろう。さらに言えば、森の生きていた時代は、欧米列強を中心とする国家間システムが成立しようとする時代であり、各国がそのシステムの中で共存するためには、それが各国のナショナリズムによって、いかに競争的、対立的な共存となるとしても、それは共通の装置を必要とし、一定のルールに従っていかなければならない。と同時に、各国は国内の統合を強化するために、それぞれの国家の独自性を強調せざるを得ない<sup>(2)</sup>。これこそが、国民国家によって構成される国家間システムの特徴であって、この点を認識していたからこそ、森は「自他並立」の原則を「正邪善悪を判断するに足るべき標準」、「普通の感覚に於て、道理と認むる」原理とする一方で、日本の固有性を主張した。留学生、外交官として欧米の政治の現実を見てきた森と、国際関係における日本国家という視野をもつにいたらず、「唯日本は日本の道を立て日本の教育を行はん」<sup>(2)</sup>と自閉的に「我国の国体人質」を日本固有の価値として説くことに終始する元田らとの決定的な差異はここにあったのである。

[註]

- (1) 木場貞長「森有礼先生を偲びて」(『森有礼全集』第2巻、697頁)。さらに続けて木場は次のように述べている。「それで各方面から其の返事が集つたけれども、之を学校に使用せしむるに至らずして、森さんは兇刃に斃られたのでありますが、此のことなどが矢張り色々な方面から、森さんは国教を定めると云ふ考へを持つて居られるなどと云ふことが伝わつたらしい」。それで森が九州各県の学事巡視に出たときに、九州各地方の神官たちは宇佐八幡に集まり、文相が来たら各地で代表者を送り、神道を国教にするように請願をするという決議をした。森は九州に行って神官たちに頻りに面会を求められたが、快く引見して議論した。自分(木場)たちからみると森は普通の哲理を説いたにすぎないが、神官たちから言うとそれは耶蘇教に見え、どうも森文相は耶蘇教を国教にするつもりらしい、という印象を持って帰る。そういうことが数回にわたったので、自分は文相に対して、「あなたは我国に国教を定めると云ふ御意見だと新聞に見えて居るさうですが、果たして左様でありますか」と尋ねたことがあった。すると森は「今の世に今更国教を作るなどと云ふ考は毫も持つて居るものか」と答えた。文相が国教を定める意志があるというのは誤聞であることを明らかにし、新聞の取り消しを求めてはどうかと、自分は進言したが、森は、「打ち捨てて置き給へ、大臣の言動となれば種々の誤報も伝へられるものなり、一々之を取消しては日も



亦足らず、若し取消しを始むれば、取消さない分はそれを認めたことになりますよ」と論された。自分は進言を繰り返したが、森は聞こうとしなかった、と。

- (2) 能勢栄『徳育鎮定論』（『森有礼全集』第2巻、485頁）
- (3) 元田永孚「古稀之記」（『森有礼全集』第2巻、461頁）
- (4) 『伊藤博文伝』（中巻）抄（『森有礼全集』第2巻、460頁）
- (5) 「九州各県巡回の途次小学校における示諭（学科の要領）」（『森有礼全集』第1巻、511頁）
- (6) 元田永孚「森文相に対する教育意見書」（『森有礼全集』第2巻、462頁）
- (7) 元田永孚「倫理教科書につき意見書」（『森有礼全集』第2巻、464頁）
- (8) 西村茂樹『往事録』抄（『森有礼全集』第2巻、465頁）
- (9) 福沢諭吉「徳育余論」（『時事新報』1882（明治15）年12月21日付記事）（『福沢諭吉全集』第8巻、岩波書店、1960年、465頁）。福沢は次のように述べている。「全国一般の徳育は宗教を頼むの外に方便ある可らず。我が国は幸いにして古来下流の人民に仏法を信じる者多く、民間の道德は全く仏法より生じたるものなれば、此旧習慣を維持して毫も之を妨ることなく其教導のままに放任したらば、民間の徳育に足らざるものなかる可し。・・・今世の学校は徳育の門に非ず。強ひて之に依頼せんとすれば必ず私塾家塾なる可しと雖も、私塾家塾は僅に上流の徳育に適す可きのみにして、尚且其効用の広大なるものに非ざれば、広く下流の人民を教導して徳心の公議与論を起し、其反射の大勢力を以て上流を警しむるものは唯宗教あるのみ」。
- (10) 加藤弘之『徳育方法案 全』、哲学書院、1887（明治20）年
- (11) 「福島県議事堂において県官郡区長及び教員に対する演説」（『森有礼全集』第1巻、549頁）
- (12) 『倫理書』「凡例」（『森有礼全集』第1巻、421頁）。なお、『倫理書』においては「自他の並立」には The Co-operation of Self and Other、「倫理教科書凡例案」（『森有礼全集』第1巻、369頁）には「凡例」の「自他並立の進行及発達」に対して The process and development of cooperation of self-other という英語がそれぞれあてられている。
- (13) The Japanese Ambassador of Public Affairs , An Interview on his Departure from England February 26,1884. p.10（『森有礼全集』第1巻、220頁）
- (14) 国民統合のために皇室を活用することに関する森の様々な政策については、別稿『森有礼の天皇観』（社会思想史学会『社会思想史研究』、第23号、1999年）を参照されたい。
- (15) Education in Japan , p.iv（『森有礼全集』第3巻、214頁）
- (16) On a Representative System of Government for Japan , p.11.（『森有礼全集』第3巻、487頁）

- (17) The Japanese Ambassador of Public Affairs , An Interview on his Departure from England February 26,1884. p.8 (『森有礼全集』第1巻、222頁)
- (18) 園田英弘「森有礼研究・西洋化の論理——忠誠心の射程」(『西洋化の構造——黒船・武士・国家』、思文閣出版、1993年、286頁)
- (19) 犬塚孝明『森有礼』、吉川弘文館、1986年、297頁
- (20) 『倫理書』の改訂に関して、森の推薦で明宮(大正天皇)の教育掛となった湯本武比古は次のように記している。

(『倫理書』ができて)私の処へも文部大臣から廻してよこしたので読んでみると、君臣の関係といふ事が一つも書いていない。依てこれは如何なる子細かといふ事を符箋してやると、森子は成程自分もさう思つた、併し能勢の言ふには、之が普通の修身書ならば、君臣の關係がなくてはならぬが、倫理学の教科書だからないといふ。依て或る学者に聞くと能勢の言と一致して居つたから、其の儘に差措いたと言ふので、私は其の時、それはいけない、名は倫理学でも実は修身だから是非入れた方がよいと主張した結果、とうとう六行ばかり君臣の關係といふ事を書いて入れた事を覚えて居る(湯本武比古「読書入門」抄(『森有礼全集』第2巻、489頁))。

その「六行ばかり」は以下の部分である。

君臣の情 凡そ社会の秩序は、裁制服従の關係に成る者なり、乃ち一家の、親に於ける、学校の師に於けるが如し。而して国に於ては、君たる者、裁制の任に当り、品位を保ち、臣民を愛し、之に服従する者は、其品位を尊び、其愛に感じ、為に忠を尽くすの心を生ずる者なり。我国は、建国以来、皇統連綿たる一帝室を奉戴し、天位の尊き、数千年、一日の如く、君臣の分粲然として、紊れず。而して其情誼の純良にして、親密なること、万国無比の美德なり

林竹二の指摘するように、この部分は「本書にもられた倫理の体系のなかでなんら特別の役割を与えられていない。倫理書に対する元田の不満は解消されるはずはなかった」(『森有礼全集』第2巻、「解説」、152頁)のである。

- (21) 国家間システムにおける各国家の独自性の強調というこの見方は、西川長夫の議論による。西川長夫の示唆に富む論考、「国民化と時間病」(『国民国家論の射程』、柏書房、1998年、35頁)を参照されたい。
- (22) 元田永孚「森文相に対する教育意見書」(『森有礼全集』第2巻、463頁)